

## 令和元年度

### 消防委員会（第3回）会議結果

1 開催日時 令和2年3月17日（火）午後3時30分～午後4時30分

2 開催場所 成田市花崎町760番地  
成田市消防本部 101会議室

3 出席者  
消防委員

佐藤 弘、村島 義則、山口 貫司、長谷川 能正、伊藤 正美、岩館 剛三郎  
京須 與一、小泉 町子、宮川 文枝、小倉 ひとみ

10名

出席職員

消防長（大野 勝也）、次長（鬼澤 正春）  
消防総務課長（青野 穰）、予防課長（鈴木 俊幸）  
警防課長（鵜澤 正明）、指揮指令課長（大木 昭二）  
成田消防署長（小川 晴夫）、赤坂消防署長（毛呂 克巳）  
三里塚消防署長（池田 博美）、大栄消防署長（郡 政明）

10名

消防団

副団長（湯浅 雅明）、副団長（岩立 一郎）、副団長（藤崎 和彦）

3名

事務局

消防総務課長補佐（竹尾 正明）、消防総務課総務人事係長（藤崎 伸幸）  
消防総務課主査（久保木 章智）

3名

4 議事

報告第1号 令和2年度予算の概要について

青野消防総務課長：

令和2年度予算の概要についてご説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。

消防費当初予算、歳入歳出の概要でございます。

はじめに、歳入ですが、令和2年度も国庫及び県補助金を活用して消防水利、消防車両等の整備を図ってまいります。

分担金及び負担金といたしまして、神崎町消防費事務委託金が118,900千円で前年比約20,000千円の増となっておりますが、同負担金につきましては平成30年度の実績額を計上させていただいているもので、増額の主な要因といたしましては、

下総分署の職員数が平成 29 年度と比較して、2 名増員となったことによるものであります。

手数料といたしまして、危険物取扱に係る申請手数料及び検査手数料といたしまして 2,879 千円であります。なお、本手数料につきましては報告第 3 号のなかで予防課長から御説明させていただきます。

国庫補助金であります。災害対応特殊救急自動車 1 台、耐震性貯水槽 1 基分といたしまして 15,014 千円を予定しております。なお、令和 2 年度は高規格救急車 2 台の更新を予定しておりますが、そのうちの 1 台、三里塚消防署に配置の高規格救急車が緊急消防援助隊登録車両でありますことから、その更新に当たり緊急消防援助隊設備整備費補助金を受けて整備しようとするものであります。

県費補助金であります。オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、テロ対策に係る経費に対し、100%の補助をいただくほか、消防団車両としてポンプ車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 2 台、消防団員の活動服等の整備に係る県費補助分として 23,801 千円を予定しております。

雑入といたしましては、高速道路における救急業務受託事業収入、消防団福祉共済費返還金など 7,911 千円を予定しております。

市債、消防債でございますが、常備消防では消防車両・装備強化整備事業債、消防水利整備事業債、非常備消防では消防団車両・装備強化整備事業債と消防団拠点施設整備事業債で、115,500 千円を予定しております。

歳入合計 284,029 千円で、前年度比 87,273 千円の減額となります。減額の主な要因としましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象車両が、本年度は化学消防自動車でありましたが、令和 2 年度は高規格救急車で事業費が縮小したことによるものであります。

次に、歳出でございますが 消防費の総額は 2,654,620 千円で市予算との構成比は、4.2 パーセントであります。

消防費は、消防本部、消防署の運営に係る常備消防費、消防団の運営に係る非常備消防費、消防団施設や消防水利を整備するための消防施設費で、その構成割合は資料の円グラフのとおり、常備消防費が 90.16 パーセントで 2,393,542 千円、非常備消防費が 7.14 パーセントで 189,470 千円、消防施設費が 2.7 パーセントで 71,608 千円であります。

下段の棒グラフは年度ごとの消防費を区分別に示したものであります。

3 ページをご覧ください。

令和 2 年度の事業別の予算について、対前年度比でお示しさせていただいております。主な事業について御説明させていただきます。

まず、常備消防費の主な事業としまして、人件費が 1,989,348 千円で、消防費全体の約 74.94 パーセントを占めております。

消防に関する経費につきましては、車両の燃料費、OA システムの借り上げ料など 51,187 千円あります。

消防委員会に関する経費 850 千円ありますが、令和 2 年度は隔年で実施させていただいております視察研修の年でありますことから、特別旅費とバス借上料を併せて計上させていただいております。

消防庁舎整備事業につきましては、赤坂消防署公津分署の外壁改修工事に係る委託料及び工事請負費 30,448 千円あります。

消防庁舎等管理事業につきましては、消防庁舎に係る光熱費及び修繕・各種委託業務など 55,242 千円あります。

次に、警防課の救急・救助高度化推進事業 39,426 千円ではありますが、オリンピック・パラリンピックの開催に伴うテロ対策として特別配備態勢を敷くにあたり、所要の資機材を配備するものであります。

消防車両・装備強化整備事業につきましては、消防車両の更新及び修理や車検など 132,818 千円で、主な事業といたしましては成田消防署と三里塚消防署の高規格救急自動車を更新整備するほか、成田消防署のはしご車のオーバーホールを行うものであります。

次に、指揮指令課の共同指令センター運用事業につきましては、ちば消防共同指令センターの維持管理に係る経費 48,230 千円で、平成 30 年度から実施しておりました指令センター機器の部分更新につきましては本年度をもって完了いたします。

非常備消防費の主なものとして、消防団に関する経費につきましては、消防団員の報酬や負担金など 113,323 千円であります。

消防団員被服貸与事業 32,856 千円ではありますが、消防団活動に必要な活動服や安全装備品などを貸与するもので、令和 5 年度までにすべての消防団員に各 2 着の活動服を貸与するため、引き続き活動服の貸与を継続してまいります。また、今年の台風 15 号をはじめとした風水害では 2,300 名を超える消防団員の皆様が、激しい風雨のなか活動していただきました。地球温暖化等の影響から気象現象の激化が予想されるなか、消防団活動に雨衣は必須であることから、消防団服制規則を改正し、新たに、全ての消防団員に雨衣の貸与を行うものであります。

消防団車両・装備強化整備事業につきましては、消防団車両の更新及び修理など 41,468 千円で、主な事業といたしまして第 10 分団第 1 部（伊能）の消防ポンプ自動車と第 7 分団第 5 部（大清水）、第 12 分団第 2 部（前林第一）の小型動力ポンプ付積載車を更新整備いたします。

消防施設費の主なものとして、消防団拠点施設整備事業につきましては、消防器具庫の建設工事及び各種委託料など 38,438 千円で、主な事業といたしまして第 5 分団第 1 部（芝）の消防器具庫の建て替えを予定しております。なお、本予算外ではありますが、本年度入札が不調となりました第 5 分団第 3 部（土室）の器具庫につきましては、令和 2 年度に繰り越し、建設を行う予定であります。また、用地返還に伴い取り壊しとなりました第 3 分団第 6 部（押畑）の器具庫につきましては、移転用地関係の整理が出来次第、事業を進めてまいりたいと考えております。

消防水利整備事業につきましては貯水槽や消火栓などの消防水利の新設や維持管理、水道事業者が実施する消火栓設置事業への負担金など 29,917 千円で、主な事業といたしましては 40 t の耐震性貯水槽を大袋に新設いたします。

以上、消防費合計 2,654,620 千円で昨年度比 11,114 千円の増額であります。

令和 2 年度当初予算につきましては、予算特別委員会での審議を経て今年 19 日に閉会予定であります市議会 3 月定例会において、御可決いただいたうえで成立するものでありますので、予め御了承をお願い申し上げます。

以上、令和 2 年度当初予算の概要及び主要事業の説明とさせていただきます。

## 報告第 2 号 令和元年消防概要について

### （1）火災の概要

鈴木予防課長：

令和元年の火災概要について御報告いたします。

資料5 ページをお開きください。

令和元年の火災件数は、66件で前年より4件増加しております。火災種別は、建物火災が最も多く31件で前年より2件増え、次いでその他の火災が24件で6件増えています。林野火災が3件、車両火災が1件減少しております。

出火原因にあつては、昨年の火災報告書がすべて作成されておられませんので、掲載していません。確定値ではありませんが、たき火が12件最も多く、火入れ・焼却炉を合わせた焼却行為によるものが15件、たばこ、放火・放火の疑い、電気関係が昨年同様に上位となっております。

次に、過去10年間の火災件数ですが、表のとおり増減を繰り返し、平成28年からは毎年70件を下回っております。

資料6 ページをご覧ください。

月別火災件数は、前年と同様に5月が最も多く、11月が1件で最も少ない月でした。

地区別火災件数は、大栄地区が15件と最も多く、次いで成田地区の10件でした。中郷地区、高速道路での火災は0件でした。また、昨年の火災ではアパート火災により、2名の方が亡くなられております。

## (2) 救急の概要

鶉澤警防課長：

警防課より令和元年の救急出動の概要について御報告をさせていただきます。

資料の7 ページをお開きください。

令和元年中の救急出動件数は7,499件、昨年比で291件増加、搬送人員が6,538人、前年比で261人増加しております。1日平均、約21件救急出動し、約18人が搬送されたこととなります。出動件数を9年前と比較しますと毎年増加を続けている状況であり、1,421件増加しております。

8 ページをご覧ください。

事故種別救急出動件数であります。急病が4,878件と最も多く、以下一般負傷、交通事故の順となっております。

月別救急出動件数では1月が735件と最も多く、以下9月、8月の順でありました。

## (3) 救助の概要

鶉澤警防課長：

9 ページをお開きください。

令和元年中の救助出動件数は88件で、種別ごとの件数では「その他の事故」が49件と最も多く、続いて交通事故が28件となっております。

「その他の事故」とは、施錠された室内に急病人がいるなど鍵やドアの破壊が必要となるケースなどで、49件のうち35件がこれにあたり、反転やいたずら、現場なしの場合もその他の事故に該当します。

#### (4) その他の概要

鶉澤警防課長：

令和元年中のその他の出動件数は1,099件で、種別ごとの出動件数では、PA連携が526件、続いて救急支援の235件、緊急確認の184件でありました。

#### (5) 119番の概要

大木指揮指令課長：

ちば消防共同指令センター及び成田市の受付概要についてご説明いたします。  
資料の10ページをご覧ください。

昨年の119番通報月別統計ですが、通報件数の合計をみると、ちば消防共同指令センターで13,532件増加し、そのうち成田市においては626件増加しております。ちば消防共同指令センターで、通報件数が減少していますのは、令和元年7月で18,840件、平成30年7月21,286件で2,446件減少しております。成田市では令和元年7月に947件、平成30年7月1,004件で57件減少し、12月においては、令和元年923件、平成30年942件で19件減少しています。他の月におきましては、増加しており、特に著しく増加をしていますのは、ちば消防共同指令センターで、令和元年9月24,446件、平成30年9月17,365件で7,081件増加し、令和元年10月20,846件、平成30年10月18,836件で2,010件増加しております。成田市では、令和元年9月1,100件、平成30年9月817件で283件増加し、令和元年10月938件、平成30年10月851件で87件増加しております。この9月、10月の増加は台風15号による暴風、19号による増水、21号による大雨によるものでございます。ちば消防共同指令センターでは、合計で令和元年233,722件、平成30年220,190件で13,532件増加しております。成田市では、令和元年10,819件、平成30年10,193件で626件増加しております。

次に119番通報種別統計でございます。通報件数の種別合計をみると、ちば消防共同指令センターでは、すべての通報件数が増加しております。成田市においては、救急件数263件増加しているものの、火災・救助・救急続報・救助続報は減少しております。

表をご覧ください。ちば消防共同指令センターでは、前年比で火災は14件、救急4,173件、救助199件、その他3,571件、「※その他」は4,680件増加しております。成田市においては、救急263件、その他災害108件、火災続報3件、その他続報46件、「※その他」は266件が増加しております。火災3件、救助12件、救急続報42件、救助続報3件と減少しております。「※その他」には、病院照会などの問い合わせや間違い、いざずら、119番試験などが含まれます。記載の件数は119番を受付、災害種別を選別し、出動指令を行ったものを計上しております。

以上、簡単ではございますが、ちば消防共同指令センターで 受付した119番通報について説明を終わります。

#### 【質疑等】

宮川委員：119番通報月別統計で7月が減少している要因は何か。

大木指揮指令課長：5、6月が非常に暑かったため、7月には暑さに体が慣れ、熱中症による通報が減少したことが考えられます。

小倉委員：種別統計の種別で火災や救急の「続報」とは何か。

大木指揮指令課長：1つの災害事案に対して、第2報、第3報があった場合が該当します。

小倉委員：種別の「その他災害」とは何か。

鵜澤警防課長：火災、救急、救助に該当しない救急支援やPA連携等の出動です。

### 報告第3号 成田市火災予防条例の改正について

鈴木予防課長：

成田市火災予防条例の一部改正について御報告いたします。

資料の12ページをお開きください。

指定数量以上の危険物施設を設置する場合、消防法に定める技術基準に適合し、設置する市町村長の許可が必要となります。既存の危険物施設を変更する場合も同様で、その許可の申請の際の審査に係るもの及びその工事の完了時の検査に係る手数料を申請者から徴収しており、先ほど予算概要で報告いたしました歳入の消防手数料でございます。

手数料の額については、全国的に統一を図る「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める額としており、成田市手数料条例にその額を定めています。令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、検査に係る人件費、物件費等の影響を受けることになる手数料のうち、増額となるものがあることから、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正が令和元年5月24日に公布され、消防法関係手数料の標準額の一部が引上げられたため、成田市手数料条例の一部を改正し、危険物の貯蔵所の設置の許可に係る申請手数料の一部を標準額のおり増額したもので、今回増額となった危険物施設は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料です。浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所とは、蓋が貯蔵物の液面に浮いていて、その蓋が液面と共に上下するもので、蓋自体を屋根としているものが浮き屋根式屋外タンク、固定式の屋根があるものが浮き蓋付屋外タンクです。屋根が固定式の通常のタンクに比べ、貯蔵油の蒸発損失を少なくし、蒸気のある層を無くして安全性を保つことから、原油、ガソリンなどの揮発性の高い石油類の貯蔵に多く用いられています。成田市内には浮き蓋付屋外タンクが成田国際空港の第1給油センターに6基ありますが、これは石油パイプライン事業法による国の規制を受けているもので、市内において手数料の生じる消防法での規制を受けたタンクはありません。そして、今後について成田国際空港株式会社に確認したところ、空港開港前は引火点の低い航空機燃料を貯蔵する目的で浮き蓋付屋外タンクが建設されましたが、開港時より成田国際空港を利用する航空機に当該燃料を使用する機体が全くなく、その後、引火点の高い航空機燃料を貯蔵する為に使用されているので、当該タンクを新設する予定は一切無いとのことでした。

また、併せて、手数料に係る規定の確認を行ったところ、各市町村の条例で規定されている指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵または取り扱うタンクの検

査に係る申請手数料が規定されていなかったことから、新たに追加したものです。  
成田市手数料条例の一部改正についての報告は、以上となります。

## 5 その他

### (1) 消防法の一部改正について

それでは、2件の消防法の一部改正について御報告いたします。

まず1件目は、お手元にお配りの赤い方のパンフレットをご覧ください。平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災の事例を鑑み、平成30年3月28日に消防法施行令の一部改正が交付され、飲食店について、消火器を設置しなければならない施設の範囲が拡大いたしました。これまで、消火器を設置しなければならない飲食店部分の面積は150㎡以上であったものが、火を使用するすべての飲食店に義務化となり、令和元年10月1日からの施行となっております。しかしながら、パンフレットの下段に記載されているとおり、一定の装置を有しているものにあつては、免除となるものもあります。

消防本部では、保健所から市内の飲食店のリストを提供していただき、その中から電話連絡等により150㎡以下の該当する飲食店を調査し、消火器の設置指導を行っております。

続いては、令和元年7月18日、京都市伏見区のアニメ制作会社において発生した火災により法改正がありました。白い方のパンフレットをご覧ください。

この火災は、会社内でガソリンをまいて火をつけたことにより、建物内が一気に燃焼拡大し、死者36名、負傷者33名の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生し、その直後に総務省消防庁より、石油連盟及び全国石油商業組合連合会に対して、給油取扱所においてガソリンを容器に販売する場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うなど消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証及び使用目的の確認、当該販売記録の作成等を要請していたところですが、令和2年2月1日からこれらについて、消防法で義務付けられました。市内のガソリンスタンドへは、通知書及び皆様のお手元に配布しておりますパンフレットを送付し、周知していただいております。

消防法の一部改正についての報告は、以上です。

### (2) 内閣総理大臣からの感謝状について

令和元年10月22日に行われた即位礼正殿の儀において総務省より、特別警戒の依頼がありました。概要は、各国の要人が成田空港を利用されることから、令和元年10月21日から24日までの4日間、空港が運用している午前6時から午後11時までの間、テロ災害等に対する警戒強化として三里塚署に特別編成部隊を増隊し、要人の救急対応として、空港内3か所に医療チームと近隣消防本部の応援もいただきながら救急車を配備いたしました。

幸い何事もなく無事終了しましたが、この対応に対し内閣府より、感謝状と参列者にお配りした記念品をいただいたものです。

## 6 傍聴者

0人

7 次回開催日時（予定）  
令和2年6月